

川越市理容師法施行条例及び川越市美容師法施行条例の一部改正（素案） の概要について

平成27年12月
保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の趣旨

理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第166号）により、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）が改正され、平成28年4月1日から施行されます。

同時に、厚生労働省通知「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成27年12月9日付け生食発1209第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）により、理容師法及び美容師法の運用が改められ、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所に限り、これを同一の場所で開設することができるように改正されました。

このため、川越市理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行しようとするものです。

2 改正の内容

(1) 川越市理容師法施行条例

理容所は隔壁等により他の施設と区画することという規定について、理容所と美容所においては、理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所に限り、理容所と美容所の重複開設を認める規定とするものです。

(2) 川越市美容師法施行条例

美容所は隔壁等により他の施設と区画することという規定について、美容所と理容所においては、美容師及び理容師双方の資格を有する者のみからなる事業所に限り、美容所と理容所の重複開設を認める規定とするものです。

3 施行予定日

平成28年4月1日